

特定生産緑地（昭島市）の指定（案）

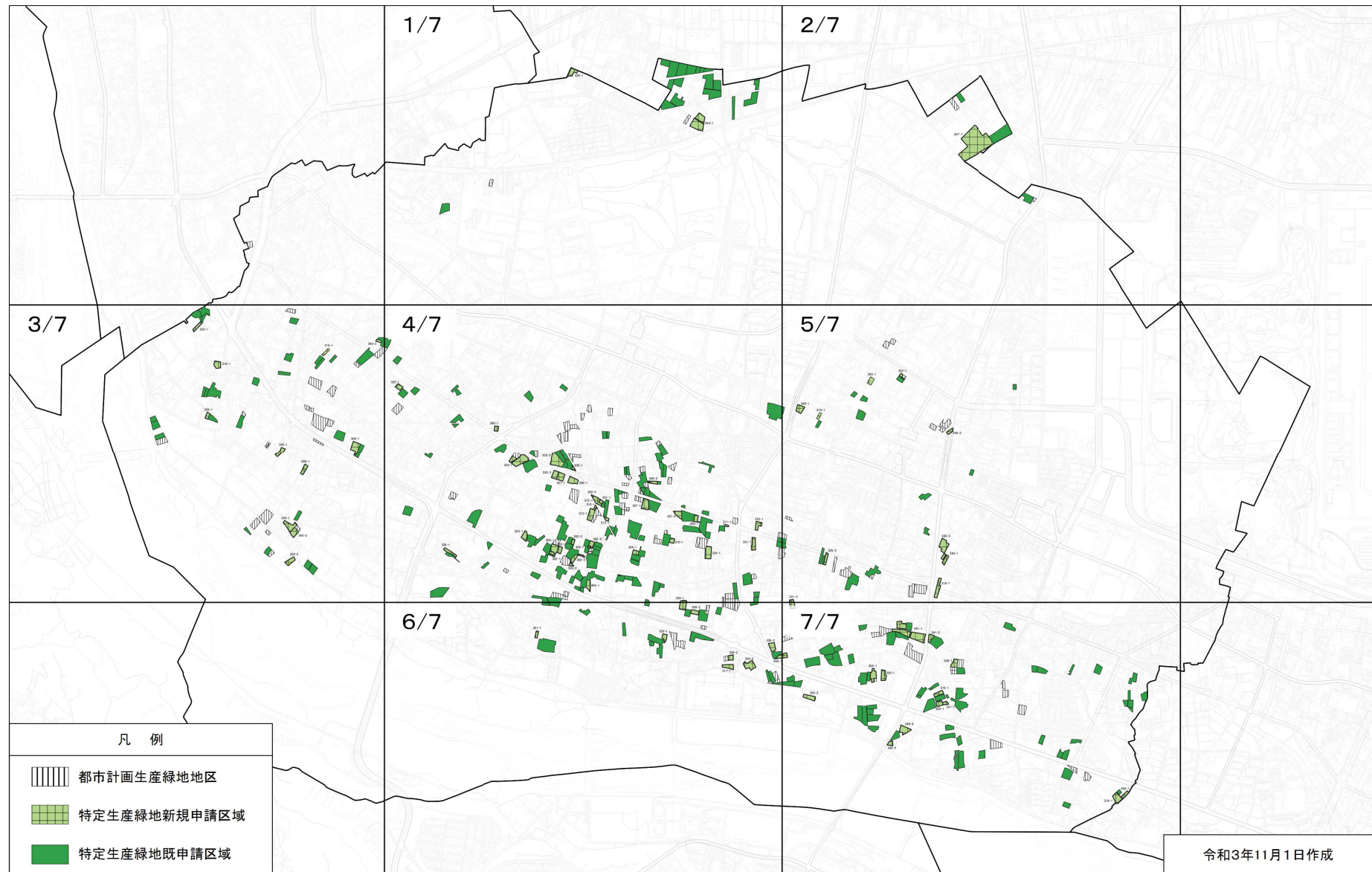
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。（令和4年1月1日、令和5年1月1日及び令和6年1月1日告示予定）

番 号	位 置	生産緑地 地区番号	面 積	申出基準日	図面番号
203-1	昭島市中神町字西新畑地内	104	約 790 m ²	令和4年10月27日	5/7
216-1	昭島市緑町四丁目地内	42	約 500 m ²	令和4年10月27日	3/7
219-1	昭島市朝日町二丁目地内	101	約 480 m ²	令和4年10月27日	5/7
301-1	昭島市上川原町三丁目地内	80	約 170 m ²	令和4年10月27日	4/7
302-1	昭島市大神町二丁目地内	126	約 410 m ²	令和4年10月27日	4/7
302-2	昭島市大神町二丁目地内	127	約 580 m ²	令和4年10月27日	4/7
302-3	昭島市大神町二丁目地内	128	約 980 m ²	令和4年10月27日	4/7
302-4	昭島市大神町一丁目地内	130	約 590 m ²	令和4年10月27日	4/7
302-5	昭島市上川原町三丁目地内	80	約 50 m ²	令和5年10月13日	4/7
303-1	昭島市大神町二丁目地内	127	約 990 m ²	令和6年9月16日	4/7
303-2	昭島市大神町二丁目地内	128	約 310 m ²	令和6年9月16日	4/7
304-1	昭島市宮沢町二丁目地内	141	約 570 m ²	令和6年9月16日	4/7
305-1	昭島市大神町一丁目地内	131	約 840 m ²	令和6年9月16日	4/7
306-1	昭島市大神町二丁目地内	71	約 180 m ²	令和4年10月27日	4/7
307-1	昭島市上川原町一丁目地内	247	約 1,480 m ²	令和6年9月16日	4/7
308-1	昭島市緑町三丁目地内	49	約 1,910 m ²	令和4年10月27日	3/7
309-1	昭島市大神町一丁目地内	130	約 140 m ²	令和4年10月27日	4/7
309-2	昭島市宮沢町二丁目地内	151	約 760 m ²	令和4年10月27日	6/7
310-1	昭島市宮沢町二丁目地内	148	約 500 m ²	令和4年10月27日	4/7
311-1	昭島市宮沢町一丁目地内	96	約 150 m ²	令和6年9月16日	4/7
312-1	昭島市大神町一丁目地内	76	約 1,420 m ²	令和4年10月27日	4/7
313-1	昭島市大神町一丁目地内	76	約 160 m ²	令和4年10月27日	4/7
314-1	昭島市郷地町三丁目地内	210	約 1,340 m ²	令和4年10月27日	7/7
315-1	昭島市上川原町三丁目地内	80	約 1,030 m ²	令和4年10月27日	4/7
316-1	昭島市福島町二丁目地内	256	約 740 m ²	令和4年10月27日	7/7
317-1	昭島市宮沢町三丁目地内	156	約 730 m ²	令和4年10月27日	6/7
318-1	昭島市玉川町五丁目地内	185	約 1,400 m ²	令和4年10月27日	5/7
319-1	昭島市拝島町三丁目地内	25	約 1,000 m ²	令和4年10月27日	3/7
320-1	昭島市中神町二丁目地内	257	約 1,000 m ²	令和4年10月27日	7/7
321-1	昭島市福島町二丁目地内	256	約 410 m ²	令和6年9月16日	7/7
322-1	昭島市緑町二丁目地内	56	約 660 m ²	令和4年10月27日	4/7
322-2	昭島市拝島町四丁目地内	115	約 940 m ²	令和4年10月27日	3/7
323-1	昭島市田中町一丁目地内	74	約 760 m ²	令和4年10月27日	4/7
325-1	昭島市中神町一丁目地内	98	約 970 m ²	令和4年10月27日	4/7
325-2	昭島市中神町一丁目地内	167	約 650 m ²	令和4年10月27日	5/7
326-1	昭島市美堀町三丁目地内	214	約 1,110 m ²	令和5年10月13日	1/7
327-1	昭島市大神町二丁目地内	245	約 1,150 m ²	令和4年10月27日	4/7
328-1	昭島市拝島町三丁目地内	215	約 170 m ²	令和5年10月13日	3/7

番 号	位 置	生産緑地 地区番号	面 積	申出基準日	図面番号
329-1	昭島市福島町二丁目地内	256	約 580 m ²	令和4年10月27日	7/7
330-1	昭島市玉川町五丁目地内	184	約 1,030 m ²	令和4年10月27日	5/7
331-1	昭島市中神町一丁目地内	161	約 980 m ²	令和4年10月27日	4/7
331-2	昭島市宮沢町二丁目地内	165	約 950 m ²	令和4年10月27日	5, 7/7
331-3	昭島市宮沢町一丁目地内	94	約 950 m ²	令和5年10月13日	4/7
332-1	昭島市田中町一丁目地内	68	約 3,180 m ²	令和4年10月27日	4/7
332-2	昭島市大神町二丁目地内	71	約 2,710 m ²	令和4年10月27日	4/7
332-3	昭島市大神町二丁目地内	245	約 810 m ²	令和4年10月27日	4/7
333-1	昭島市拝島町三丁目地内	23	約 520 m ²	令和4年10月27日	3/7
334-1	昭島市宮沢町二丁目地内	149	約 1,790 m ²	令和4年10月27日	4/7
334-2	昭島市宮沢町三丁目地内	155	約 590 m ²	令和4年10月27日	6/7
334-3	昭島市宮沢町三丁目地内	157	約 1,670 m ²	令和4年10月27日	6/7
335-1	昭島市宮沢町二丁目地内	150	約 1,300 m ²	令和4年10月27日	4, 6/7
335-2	昭島市宮沢町二丁目地内	166	約 1,020 m ²	令和4年10月27日	6/7
336-1	昭島市田中町二丁目地内	119	約 590 m ²	令和4年10月27日	4/7
338-1	昭島市福島町二丁目地内	188	約 940 m ²	令和4年10月27日	7/7
339-1	昭島市大神町二丁目地内	246	約 1,240 m ²	令和4年10月27日	4/7
340-1	昭島市緑町二丁目地内	67	約 550 m ²	令和4年10月27日	4/7
340-2	昭島市上川原町一丁目地内	89	約 410 m ²	令和4年10月27日	4/7
341-1	昭島市中神町二丁目地内	178	約 5,630 m ²	令和4年10月27日	7/7
341-2	昭島市福島町二丁目地内	186	約 670 m ²	令和4年10月27日	7/7
342-1	昭島市拝島町二丁目地内	30	約 880 m ²	令和4年10月27日	3/7
342-2	昭島市緑町二丁目地内	52	約 230 m ²	令和4年10月27日	3/7
343-1	昭島市美堀町二丁目地内	10	約 3,980 m ²	令和4年10月27日	1/7
344-1	昭島市中神町二丁目地内	166	約 840 m ²	令和4年10月27日	6, 7/7
345-1	昭島市拝島町四丁目地内	37	約 1,630 m ²	令和4年10月27日	3/7
345-2	昭島市拝島町四丁目地内	37	約 940 m ²	令和5年10月13日	3/7
346-1	昭島市郷地町三丁目地内	210	約 500 m ²	令和4年10月27日	7/7
347-1	昭島市武蔵野二丁目地内	19	約 14,490 m ²	令和4年10月27日	2/7
348-1	昭島市拝島町二丁目地内	33	約 710 m ²	令和4年10月27日	3/7
349-1	昭島市朝日町二丁目地内	100	約 880 m ²	令和4年10月27日	5/7
349-2	昭島市中神町字東新畑地内	107	約 420 m ²	令和4年10月27日	5/7
349-3	昭島市玉川町五丁目地内	183	約 1,940 m ²	令和4年10月27日	5/7
349-4	昭島市福島町三丁目地内	191	約 1,300 m ²	令和4年10月27日	7/7
349-5	昭島市福島町三丁目地内	192	約 300 m ²	令和4年10月27日	7/7
350-1	昭島市宮沢町一丁目地内	94	約 450 m ²	令和4年10月27日	4/7
350-2	昭島市中神町三丁目地内	160	約 940 m ²	令和4年10月27日	7/7
351-1	昭島市田中町二丁目地内	135	約 580 m ²	令和4年10月27日	6/7
352-1	昭島市中神町字中新畑地内	105	約 240 m ²	令和4年10月27日	5/7
353-1	昭島市大神町三丁目地内	146	約 550 m ²	令和4年10月27日	6/7
354-1	昭島市中神町二丁目地内	180	約 1,380 m ²	令和4年10月27日	7/7
計			約 89,310 m ²		

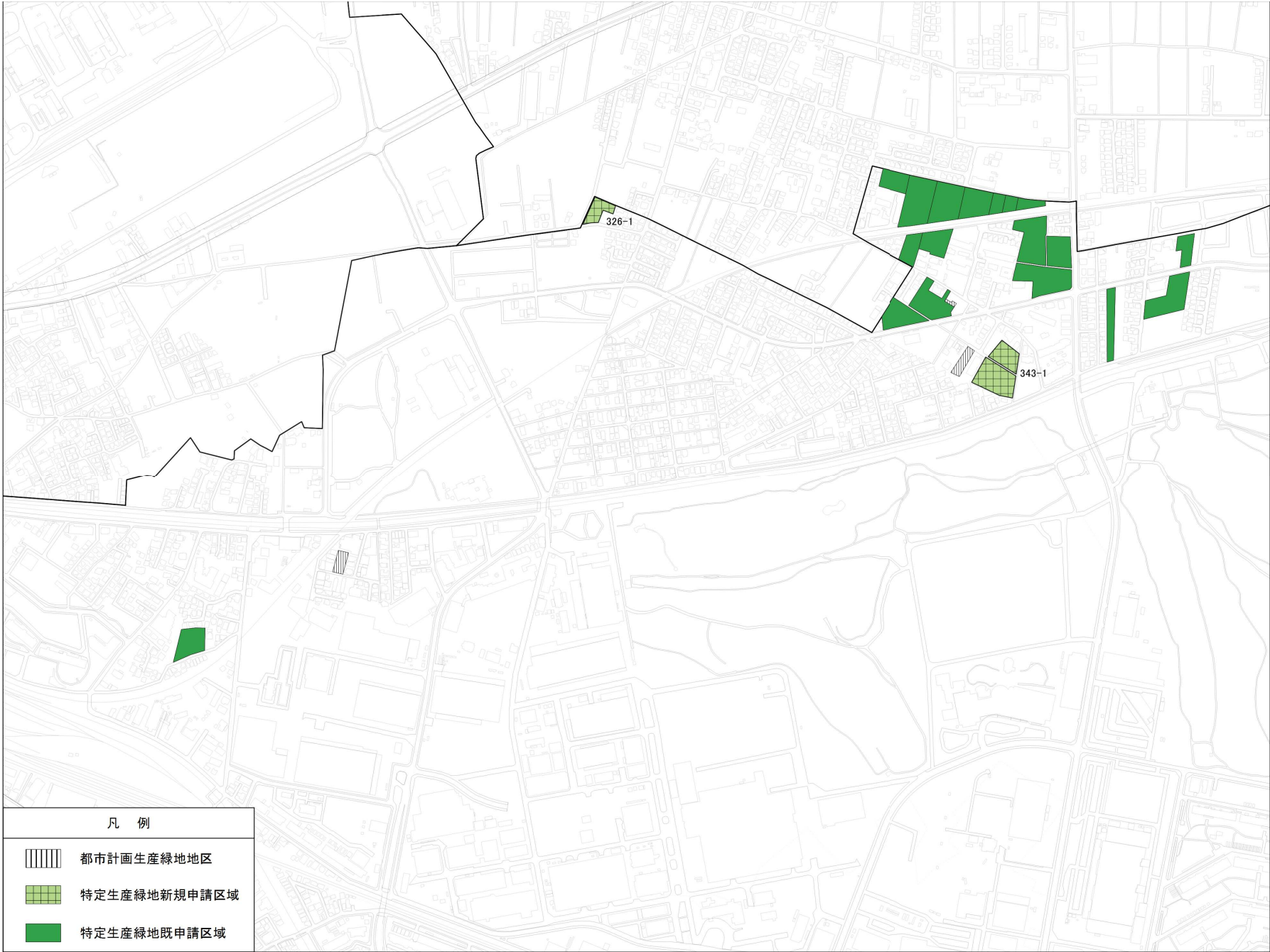
「区域は指定図表示のとおり」

特定生産緑地（昭島市）総括図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第88号
(承認番号)3都市基街都第147号、令和3年7月28日

熊川	美堀町	天王橋	砂川
拝島	昭島	中神	昭和記念公園
滝山町	大神町	多摩大橋	西立川



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基文著第88号
(承認番号)3都市基街都第147号、令和3年7月28日

特定生産緑地（昭島市） 指定図

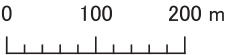
図面番号：2 / 7

天王橋

熊川	美堀町	天王橋	砂川
拝島	昭島	中神	昭和記念公園
滝山町	大神町	多摩大橋	西立川



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基文著第88号
(承認番号)3都市基街第147号、令和3年7月28日

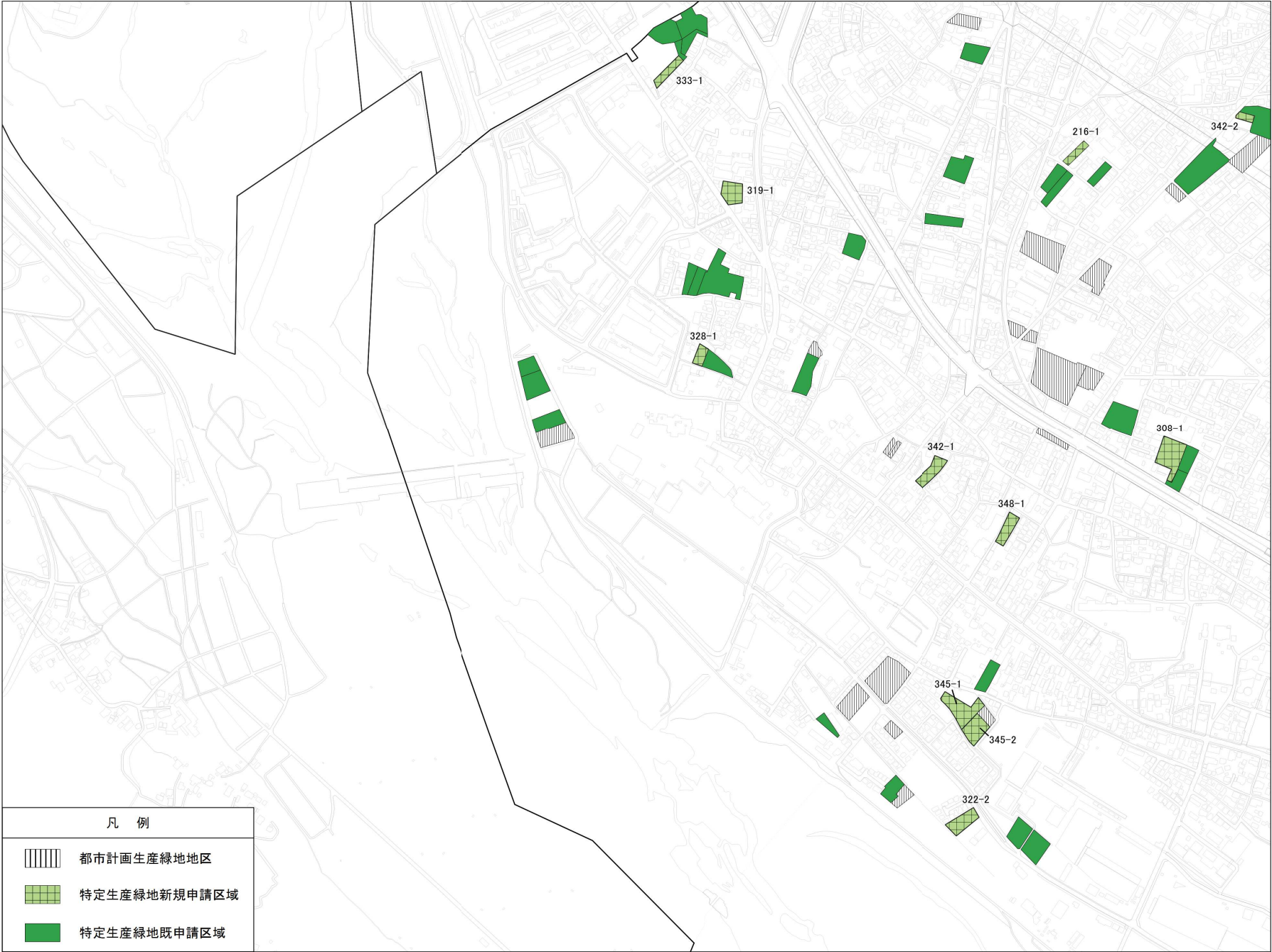


特定生産緑地（昭島市） 指定図

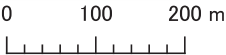
図面番号：3/7

拝 島

熊川	美堀町	天王橋	砂川
拝島	昭島	中神	昭和記念公園
滝山町	大神町	多摩大橋	西立川



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第88号
(承認番号)3都市基街都第147号、令和3年7月28日

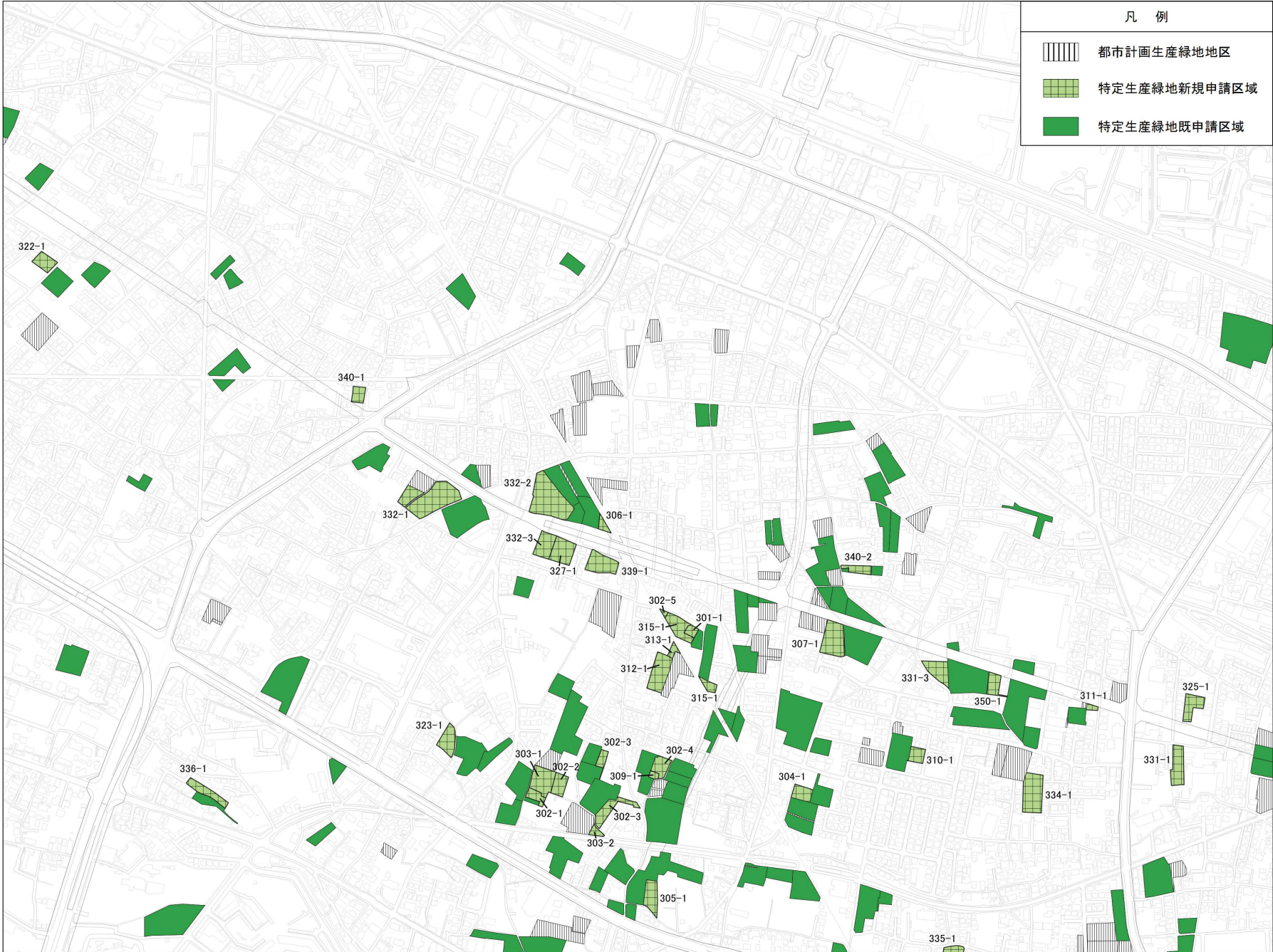


特定生産緑地（昭島市） 指定図

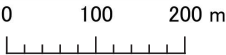
図面番号：4 / 7

昭 島

熊川	美堀町	天王橋	砂川
拝島	昭島	中神	昭和記念公園
滝山町	大神町	多摩大橋	西立川



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第88号
(承認番号)3都市基街都第147号、令和3年7月28日

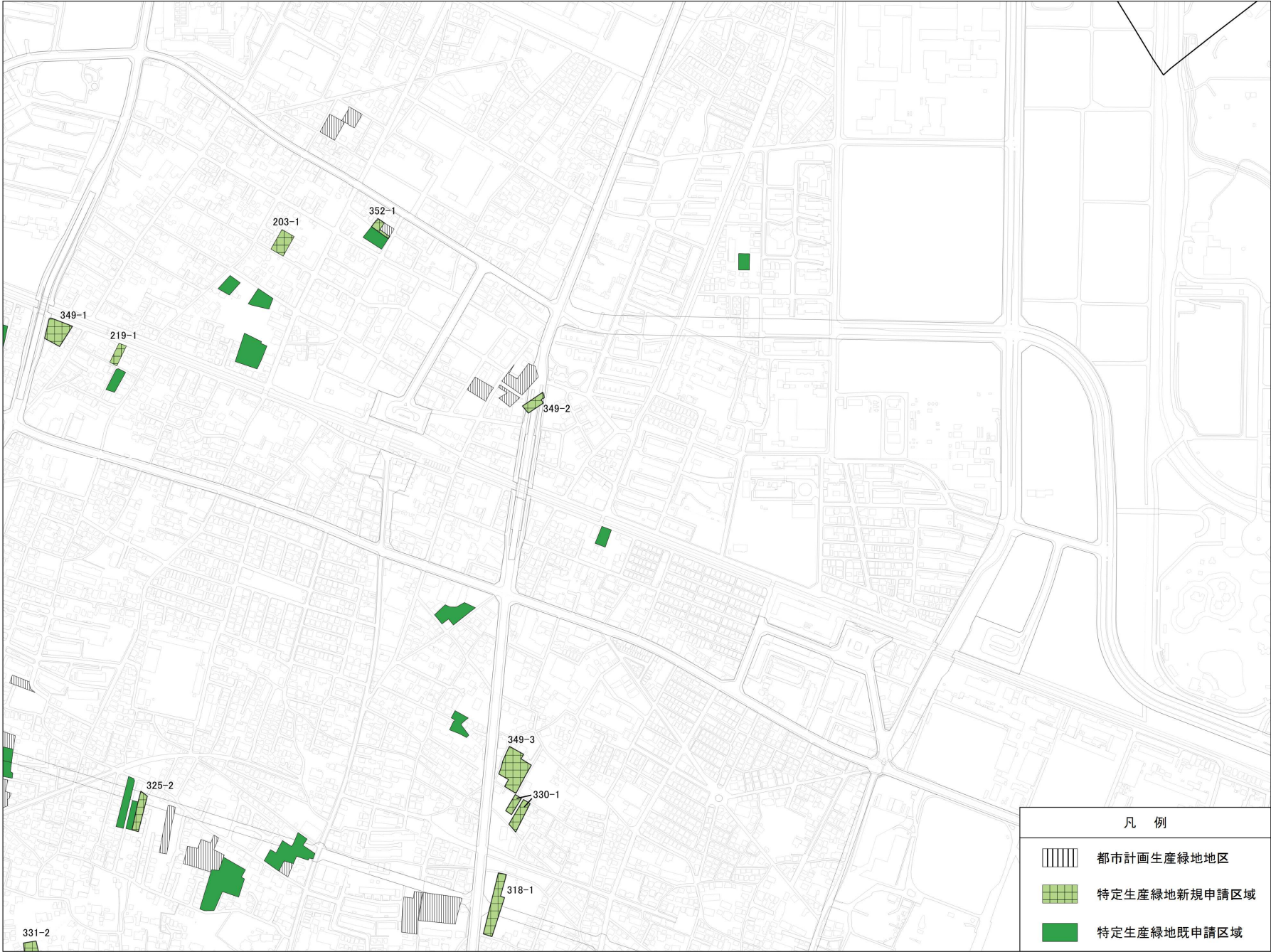


特定生産緑地（昭島市） 指定図

図面番号：5 / 7

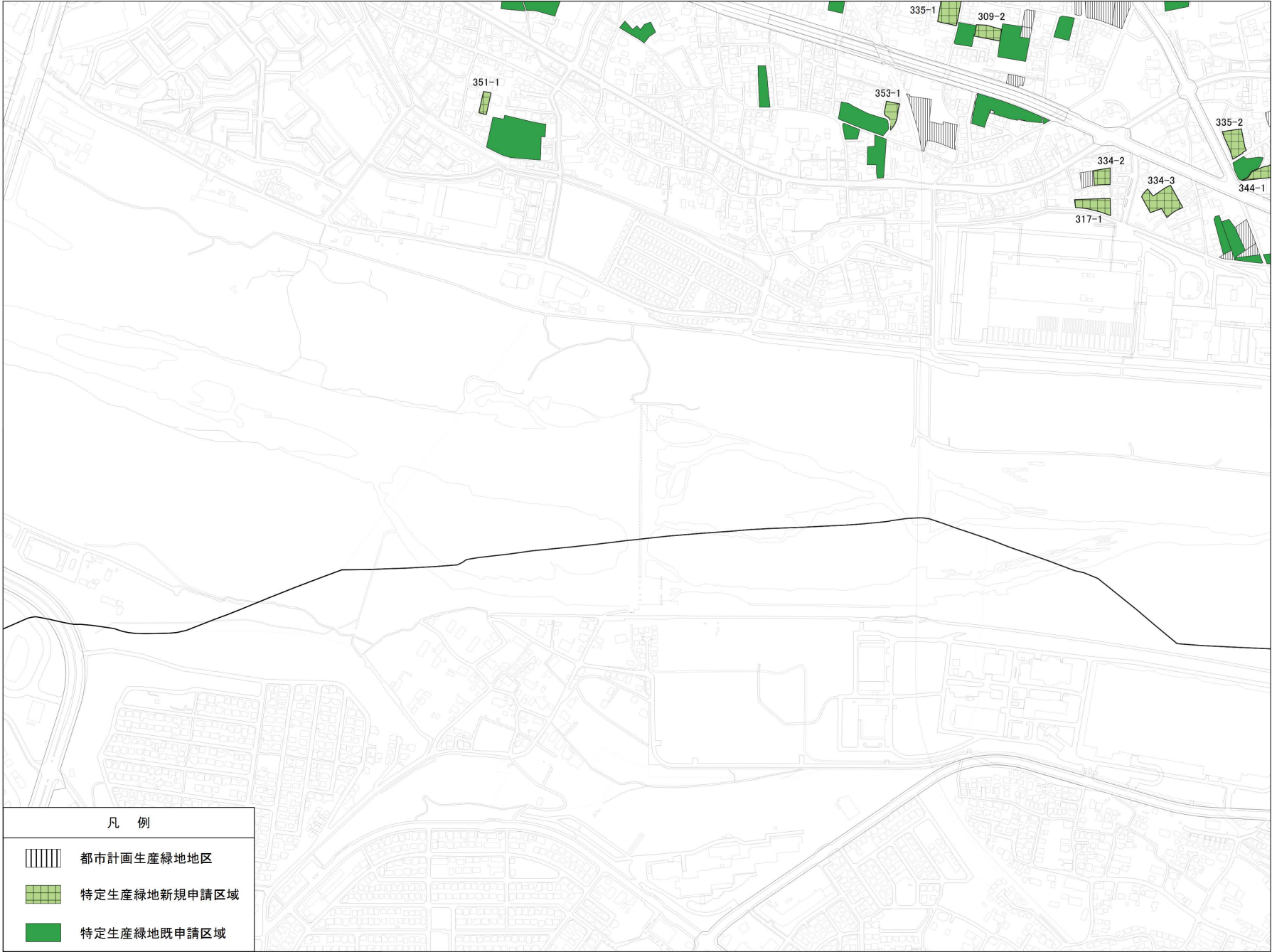
中 神

熊川	美堀町	天王橋	砂川
拝島	昭島	中神	昭和記念公園
滝山町	大神町	多摩大橋	西立川

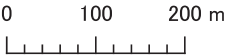


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交審第88号
(承認番号)3都市基街都第147号、令和3年7月28日

熊川	美堀町	天王橋	砂川
拝島	昭島	中神	昭和記念公園
滝山町	大神町	多摩大橋	西立川



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基文第88号
(承認番号)3都市基街第147号、令和3年7月28日

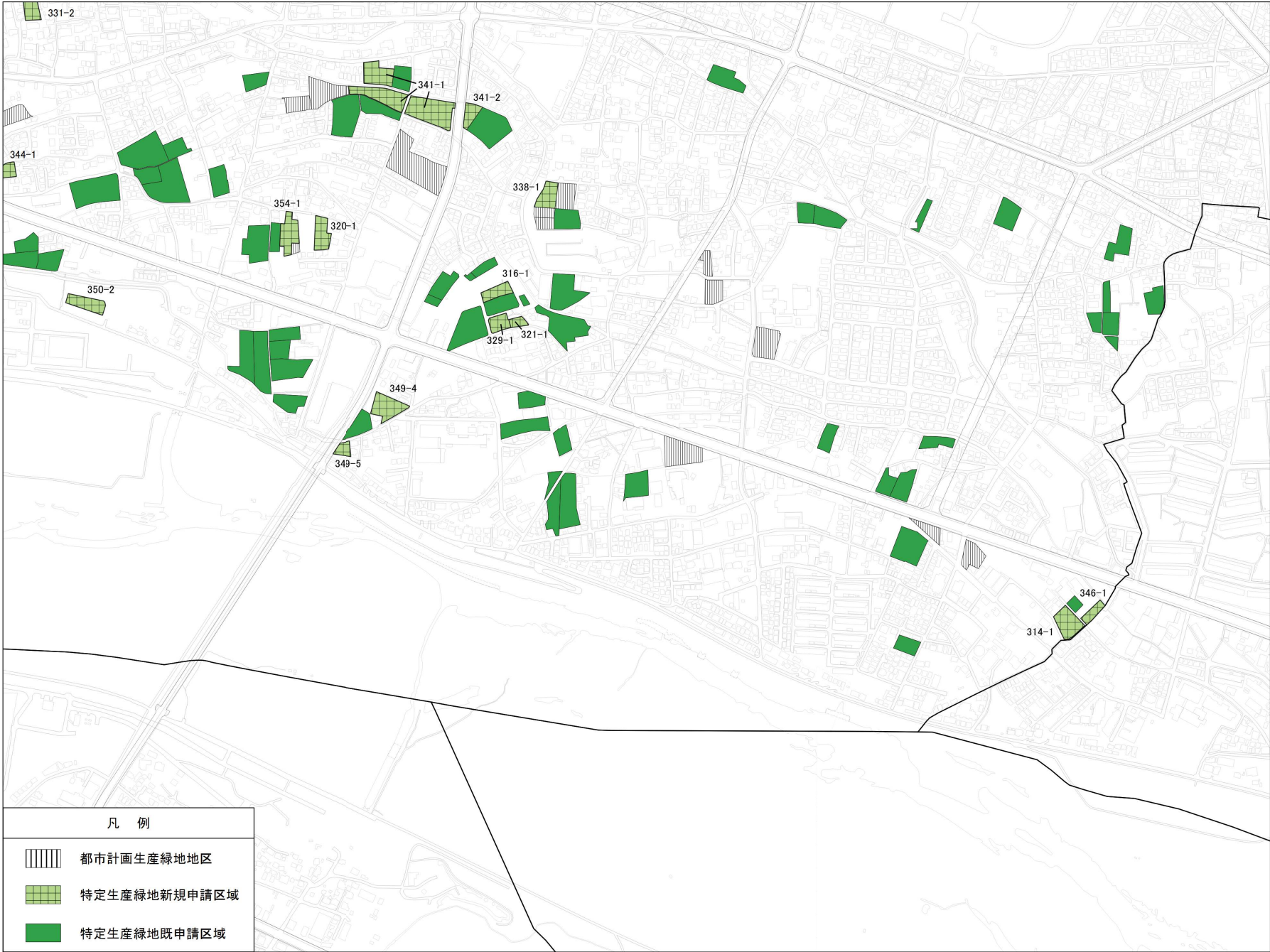


特定生産緑地（昭島市） 指定図

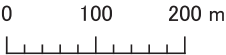
図面番号： 7 / 7

多 摩 大 橋

熊川	美堀町	天王橋	砂川
拝島	昭島	中神	昭和記念公園
滝山町	大神町	多摩大橋	西立川



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基文著第88号
(承認番号)3都市基街都第147号、令和3年7月28日



昭島都市計画
住宅市街地の開発整備の方針
(原 案)

東京都

目次

1	策定の目的等	・ ・ ・ ・ ・	8－1
	(1) 効果		
	(2) 位置付け		
	(3) 対象区域		
2	住宅市街地の開発整備の目標	・ ・ ・ ・ ・	8－1
	(1) 実現すべき住宅市街地の在り方		
	(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標		
3	良好な住宅市街地の整備又は開発の方針	・ ・ ・ ・ ・	8－4
4	重点地区の整備又は開発の方針	・ ・ ・ ・ ・	8－5
	(1) 地区の選定		
	(2) 選定基準		
	(3) 具体的な地区の計画		
	別表	・ ・ ・ ・ ・	8－6

1 策定の目的等

住宅市街地の開発整備の方針(以下「本方針」という。)は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想について明確な位置付けを行うものである。

あわせて、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業、都市施設等の計画を一体的に進めることにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的として定める。

なお、本方針の見直しについては、社会経済情勢の変化や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)、「東京都住宅マスタープラン」(以下「住宅マスタープラン」という。)、都市再開発の方針等の見直しの状況等を踏まえながら必要に応じて行う。

(1) 効 果

本方針を策定することによる主な効果として、次のことが挙げられる。

- ① 住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導
 - ② 都市計画制度の円滑な適用
 - ③ 住宅まちづくり事業と都市計画制度の総合的、一体的な展開
- これらにより、昭島市の住環境・住宅市街地の効果的・効率的な整備の推進を図る。

(2) 位置付け

本方針は、住宅マスタープランの内容(住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき定める住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項を含む。)に適合するよう策定する。

また、「未来の東京」戦略や「都市づくりのグランドデザイン」、都市計画区域マスタープラン、市の基本構想等と整合を図りながら策定する。

(3) 対象区域

本方針における対象区域は、次のとおりである。

区 分	区市町村	対 象 区 域
昭島都市計画区域	昭島市	行政区域全域

2 住宅市街地の開発整備の目標

(1) 実現すべき住宅市街地の在り方

住宅は、人々が、生命、身体及び財産の安全を確保し、子供を育み、社会経済の諸活動に参加していく上での基盤となるものである。

また、住宅は都市や街並みを構成する基本的な要素であり、都市の活力や安全、環境、景観、地域社会の維持形成等に影響を与え、単なる私的財にとどまらず、社会的な性格を有している。したがって、経済的活力や文化的魅力とあいまって、居住の場としての魅力を高めていくことが、都民生活の質の向上はもとより、都市社会に活力と安定をもたらし、首都

東京の持続的な発展に寄与するものである。

東京における住宅市街地の整備の方向は、住宅・住宅地の大量供給を目的として、都市空間の高度利用や住宅の供給増を図ることに重点が置かれてきた時代から、市場の活用やストックを重視する時代へと移行している。

さらに、近年では、少子高齢化の進行、世帯構成の変化、住宅総数及び空き家数の増加など住生活をめぐる状況が変化しており、地震、水害などの自然災害に対する備え、持続可能な都市の実現に向けた環境対策、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展への対応、都市の国際化、みどりや水辺空間、農地の保全・創出などの課題に加え、新型コロナ危機を契機として「新たな日常」に対応した住宅政策が求められている。

また、都市計画区域マスタープランでは、概成する環状メガロポリス構造を最大限に活用し、人・モノ・情報の交流を更に促進するとともに、都市経営コストの効率化を図りながら、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していくこととしている。さらに、高齢者、子育て世代、障害者などあらゆる人々が暮らしやすい場を提供するとともに、利便性、快適性の高い働く場と居住の場との融合を図るなど、ライフスタイルや価値観の多様化に応じて、住み、働き、憩う場を選択することができる都市を目指すこととしている。

このようなことから、本方針においては、居住の場としても魅力的な東京の実現のために、概成する環状メガロポリス構造を活用した機能的かつ効率的な地域構造の実現に加え、集約型の地域構造への再編を前提とした、成長と成熟が両立した未来の東京の住生活の実現を基本的な

目標に掲げる。

また、東京には、都市構造上の位置、歴史や伝統、居住者の状況等の相違により、様々な特性を有する地域が存在しており、こうした東京の各地域があいまって、東京の魅力を形成している。住宅市街地の整備に当たっては、各地域の特性を生かすことが必要であることから、「都市づくりのグランドデザイン」において地域の特性、果たす役割などを踏まえて設定した4つの地域区分と2つのゾーンごとに、状況に応じた対応を図るものとする。

(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標

「成長と成熟が両立した未来の東京の住生活の実現」に向けて、次の目標を定め、それぞれに示す 2040 年代の姿の実現に取り組む。

目標1 新たな日常に対応した住まい方の実現

- 都民の住生活にDXが浸透し、住まいの安全性・快適性がIoTの活用等により向上するとともに、職住一体・近接や在宅学習の環境が整備され都民のニーズに対応して住宅での時間を楽しめる住まい方が実現している。
- 住宅に関わる様々な手続きがオンラインで、ワンストップで完了できるようになっている。

目標2 脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化

- ゼロエネルギー住宅など、省エネルギー性能が高く、再生可能エネルギーを利用した住宅が広く普及している。

- ゼロエミッション化に向けて、電気自動車の充電設備などのインフラ整備が進み、緑豊かな住宅市街地が形成されている。

目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定

- 年齢、国籍、性的指向等を理由とした入居制限を受けず、誰もが自ら住まいを選択し、いきいきと自分らしく生活している。
- 住宅確保に配慮を要する都民の公共住宅等や民間賃貸住宅への入居が進み、社会から孤立することなく世帯の人数や構成に相応しい住宅で暮らしている。

目標4 住まいにおける子育て環境の向上

- 子育て世帯が世帯の人数や構成、ライフスタイルなどに応じた規模や性能を持った住宅で暮らしている。
- 多様な子育て支援施設が整備されるとともに、各々のニーズに応じて近居や多世代同居が進むなど、子育て世帯が地域のコミュニティの中で、子育てを楽しみながらいきいきと暮らしている。

目標5 高齢者の居住の安定

- 住宅のバリアフリー化や断熱性能の向上が図られ、高齢者の多様なニーズに応じ、安全で健康に生活できる住宅が普及している。
- 地域包括ケアシステムの構築に加え、近居や多世代同居の実現などにより、在宅高齢者が的確な支援や介護を受け、社会から孤立することなく住み慣れた地域で安心して住み続けることができる。

目標6 災害時における安全な居住の持続

- 都民が住宅の耐震化やハザードマップの情報などについて理解して、自ら防災に関心を持って暮らしている。
- 大規模な地震や風水害に対し、ハード・ソフトの両面において災害に強い住宅・住宅市街地が形成されている。
- 被災後に応急仮設住宅が速やかに供給され、都民の居住の確保が円滑に進む体制が強化されている。

目標7 空き家対策の推進による地域の活性化

- 住宅所有者の意識が高まり、行政、企業、NPOなどから適切な支援を受け、住宅が長期間、空き家として放置されず、空き家となった際も早期の段階で円滑に流通・活用等が図られるようになっている。
- 空き家が、都市問題として顕在化することなく、地域のニーズや所有者の意向を踏まえた様々な用途に有効活用されるとともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家が適切に除却されることにより、地域の活力が維持されている。

目標8 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現

- 都民のニーズに応じた多様で良質な住宅が供給され、住宅を「つくっては壊す」社会から「長く大切に使う」社会に転換している。
- 住宅の性能や改修履歴等に関わる情報が分かりやすく提供され、都民が必要な情報をワンストップで入手することができる。

- 住宅生産においてDXが進展し、設計や施工の効率化や建設技能の円滑な承継が進んでいる。

目標9 安全で良質なマンションストックの形成

- 安全で良質なマンションストックが形成され、マンションに暮らす多様な都民が都市の利便性や快適性を享受しながら豊かな住生活を営んでいる。
- マンション内のコミュニティはもとより、マンションと地域との良好な関係が築かれており、災害時にも相互に助け合う体制が整い、管理組合が中心となって防災対策に取り組むなど、マンション居住者が安心していきいきと暮らしている。

目標10 都市づくりと一体となった団地の再生

- 団地に多様な世代が生活するとともに、様々な人が集い、交わる居場所が創出されることで、団地や団地を核とした地域のコミュニティが活性化している。
- 団地の建替えに併せたまちの再生や、建替えによる創出用地のまちづくりへの効果的な活用により、東京の魅力・活力の向上に資する都市機能が集積した拠点や、生活支援機能が整った誰もが暮らしやすい地域の拠点が形成されている。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の整備に当たっては、「都市づくりのグランドデザイン」に

おける4つの地域区分及び2つのゾーンのうち、本都市計画区域が属する多摩広域拠点域について、その特性と将来像を踏まえた都市づくりの視点から、次のとおり、住宅市街地の整備又は開発の方針を定める。

多摩広域拠点域

サテライトオフィスの設置やテレワークの環境整備により職住の融合を進めるとともに、集約型の地域構造への再編に向け、身近な中心地への複合的な土地利用の誘導や、公共交通の利便性が低い地域における新たな宅地化の抑制による、公園、農地、緑地等のみどりと調和した良好な住環境の形成を図る。また、それぞれの地域の特性を生かしたスマート社会に向けて、計画的に整備された既存インフラを活用しつつ次世代モビリティシステムなどの先端技術を取り入れながら、誰もが活動しやすく、快適に暮らすことができるまちづくりを推進する。さらに、土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態を考慮し、安全な区域への移転誘導などを図る。

駅やその周辺では、再整備の機会を捉えて、住宅や生活支援機能の集積等を計画的に進め、拠点や生活の中心地として育成していく。

計画的に整備された住宅市街地では、建物の高さ制限や敷地面積の最低限度等を、高度地区、地区計画、建築協定等で定めることにより、良好な街並みを維持・形成する。また、高度経済成長期に建設された団地では、建物の高経年化や居住者の高齢化による課題に対し、必要なハード・ソフトの対策を講じ、団地再生を推進する。

スプロール化によって形成された基盤が未整備な住宅市街地では、更新の機会を捉えて再編に取り組むことにより、良好な住環境を形成していく。

「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン」などを踏まえ、老朽化が進んでいる大規模住宅団地の建替えを進めるなど、地域の特性に応じて、地元市や関係する主体が連携して進める老朽化した団地の更新や公共施設のリニューアル・バリアフリー化などの検討に対し、広域的自治体としての調整や技術的支援などを行っていく。

4 重点地区の整備又は開発の方針

(1) 地区の選定

住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区を「重点地区」として選定し、都市計画制度の適用、事業の実施状況等を踏まえ、地区ごとに整備又は開発の目標、整備方針等を定め、計画や事業の積極的な推進を図る。

(2) 選定基準

重点地区には、原則として、住宅マスタープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備又は開発に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定する。

選定に当たっては、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえる。

(3) 具体的な地区の計画

本都市計画区域における具体的な重点地区の整備又は開発の計画は、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえたものとする。

重点地区の整備又は開発の概要について別表に示す。

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要

※ 新規追加地区

番号・地区名	昭. 4 中神地区	昭. 5 立川基地跡地昭島地区
面積 (ha)	約 5ha	約 28ha
おおむねの位置	昭島市東北部	昭島市東北部
地域区分	多摩広域拠点域	多摩広域拠点域
a 地区の整備又は開発の目標	居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進し、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を進め、地域の活性化を図る。	土地区画整理事業等により、都市基盤施設の整備及び駅前にふさわしい業務・商業機能の導入を進めるとともに、良好な住環境の形成を図る。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	周辺環境との調和をとりながら、土地の有効利用を図る。	周辺環境との調和をとりながら、土地の有効利用を図る。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	十分なオープンスペース及び、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、昭3・2・3号線、集会所等の公益施設の整備を図る。	昭3・2・3号線、昭3・2・11号線、昭3・4・20号線、昭3・4・21号線、公園、下水道等の整備を図る。
d ・ 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 ・ 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 ・ その他の特記すべき事項	公営住宅建替事業により、公益施設等の整備促進を図るとともに、良好な住環境を誘導する。 公営住宅建替事業(完了) 地区計画(決定済)	土地区画整理事業等を実施し、良好な住環境を誘導する。 土地区画整理事業(事業中) 地区計画(決定済) 公営住宅建替事業(事業中)

昭島都市計画
住宅市街地の開発整備の方針
附 図
(原案)

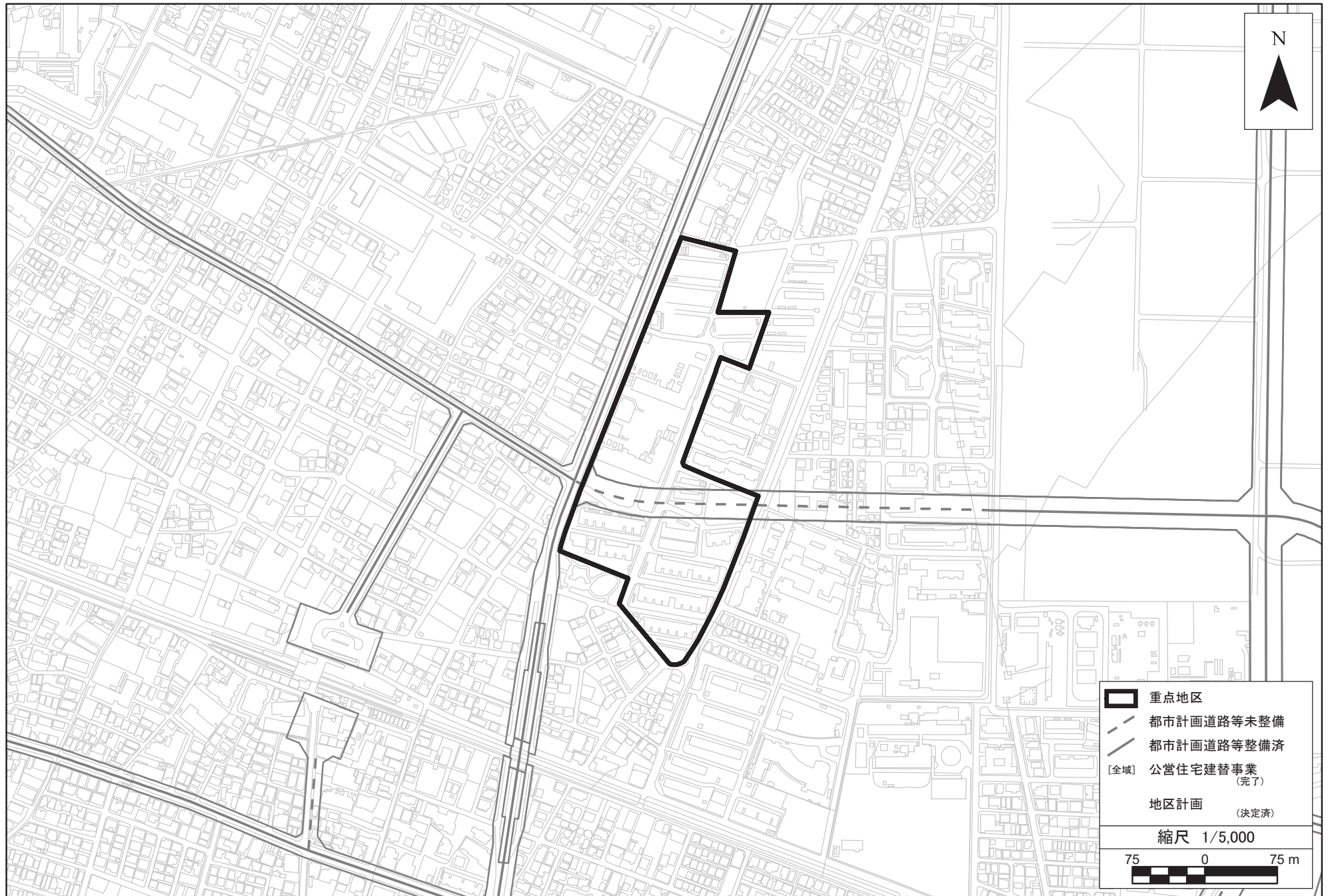
東京都

「住宅市街地の開発整備の方針」総括図

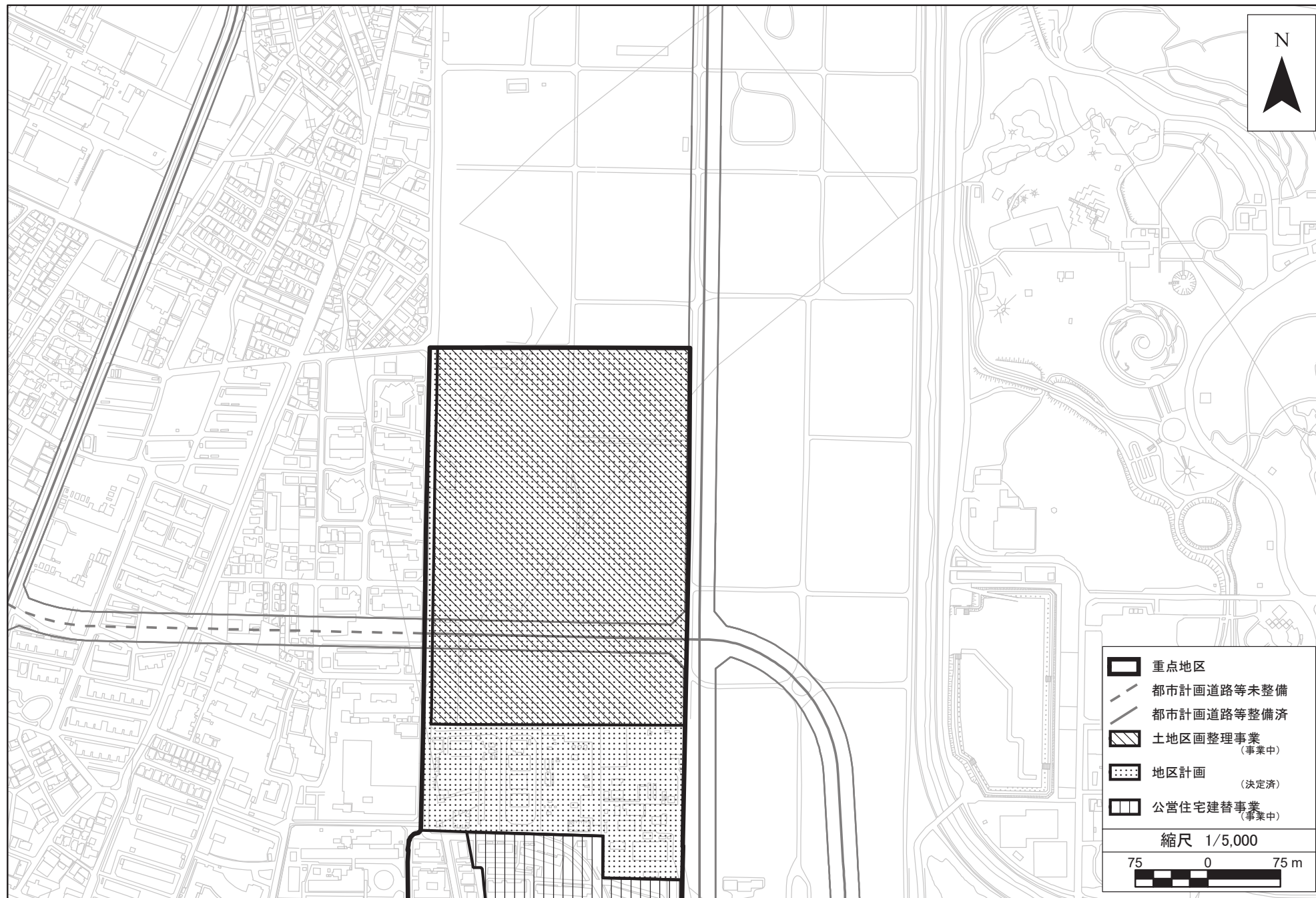


この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（3都市基交第244号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第66号、令和3年6月10日

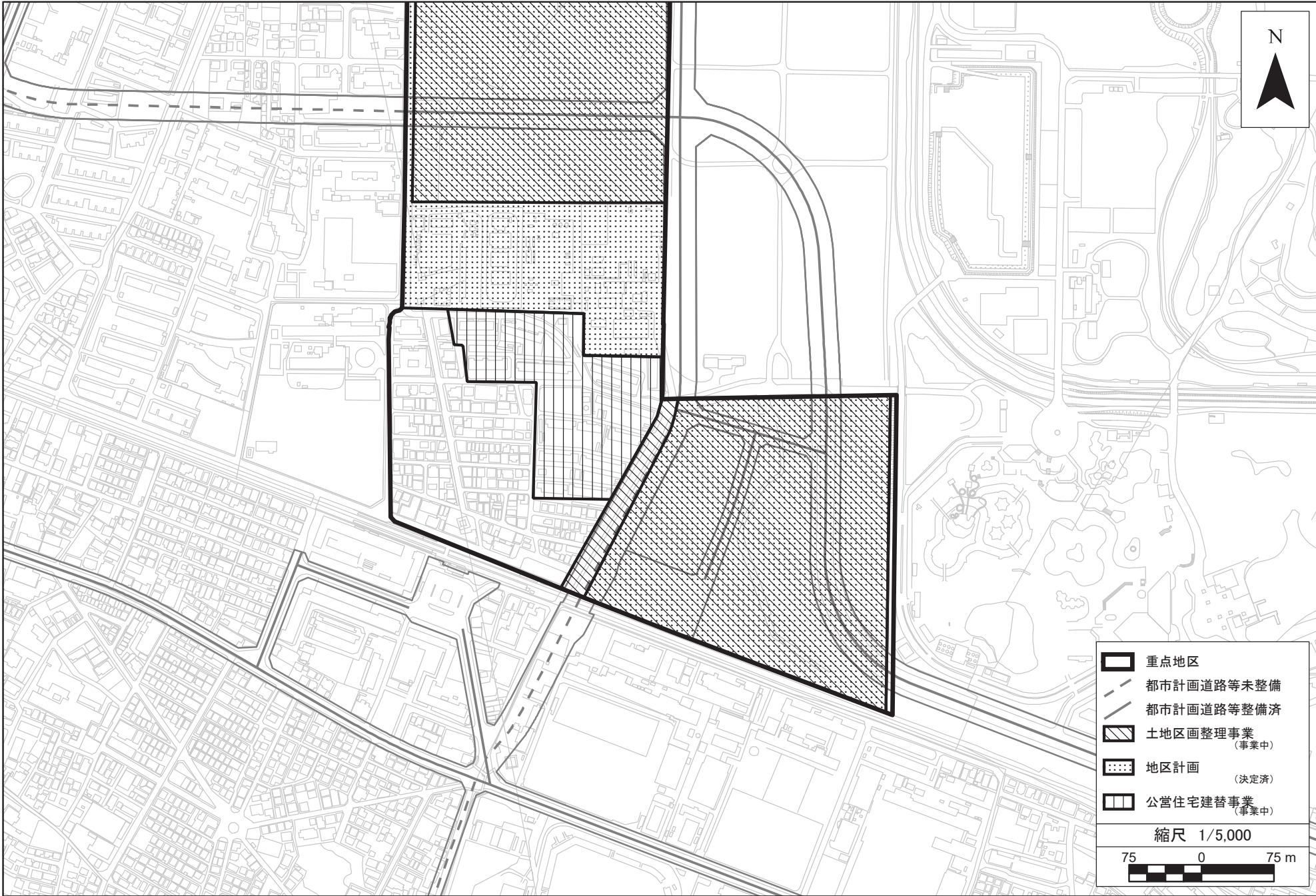
重点地区 中神地区(昭. 4)



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第244号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第66号、令和3年6月10日



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（3都市基交第244号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第66号、令和3年6月10日



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第244号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第66号、令和3年6月10日

昭島都市計画
住宅市街地の開発整備の方針
新旧対照表
(原案)

東京都

(新)

1 策定の目的等

住宅市街地の開発整備の方針(以下「本方針」という。)は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想について明確な位置付けを行うものである。

あわせて、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業、都市施設等の計画を一体的に進めることにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的として定める。

なお、本方針の見直しについては、社会経済情勢の変化や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)、「東京都住宅マスタープラン」(以下「住宅マスタープラン」という。)、都市再開発の方針等の見直しの状況等を踏まえながら必要に応じて行う。

(1) 効果

本方針を策定することによる主な効果として、次のことが挙げられる。

- ① 住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導
- ② 都市計画制度の円滑な適用
- ③ 住宅まちづくり事業と都市計画制度の総合的、一体的な展開

これらにより、昭島市の住環境・住宅市街地の効果的・効率的な整備の推進を図る。

(2) 位置付け

本方針は、住宅マスタープランの内容(住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき定める住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項を含む。)に適合するよう策定する。

また、「未来の東京」戦略や「都市づくりのグランドデザイン」、都市計画区域マスタープラン、市の基本構想等と整合を図りながら策定する。

(旧)

1 策定の目的等

住宅市街地の開発整備の方針(以下「本方針」という。)は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置付けを行うものである。

あわせて、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的として定める。

なお、本方針の見直しについては、社会経済情勢の変化や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)、「東京都住宅マスタープラン」(以下「住宅マスタープラン」という。)、都市再開発の方針等の見直しの状況等を踏まえながら必要に応じて行う。

(1) 効果

本方針を策定することによる主な効果として、次のことが挙げられる。

- ① 住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導
- ② 都市計画制度の円滑な適用
- ③ 住宅まちづくり事業と都市計画制度の総合的、一体的な展開

これにより、昭島市の住環境・住宅市街地の効果的・効率的な整備の推進を図る。

(2) 位置付け

本方針は、住宅マスタープランの内容(住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき定める住宅等の供給計画及び重点供給地域を含む。)に適合するよう策定する。

また、「東京の都市づくりビジョン(改定)」、都市計画区域マスタープラン、都市再開発の方針、昭島市の基本構想等と整合を図り策定する。

(新)

(3) 対象区域

本方針における対象区域は、次のとおりである。

区 分	区市町村	対 象 区 域
昭島都市計画区域	昭島市	行政区域全域

2 住宅市街地の開発整備の目標

(1) 実現すべき住宅市街地の在り方

住宅は、人々が、生命、身体及び財産の安全を確保し、子供を育み、社会経済の諸活動に参加していく上での基盤となるものである。

また、住宅は都市や街並みを構成する基本的な要素であり、都市の活力や安全、環境、景観、地域社会の維持形成等に影響を与え、単なる私的財にとどまらず、社会的な性格を有している。したがって、経済的活力や文化的魅力とあいまって、居住の場としての魅力を高めていくことが、都民生活の質の向上はもとより、都市社会に活力と安定をもたらし、首都東京の持続的な発展に寄与するものである。

東京における住宅市街地の整備の方向は、住宅・住宅地の大量供給を目的として、都市空間の高度利用や住宅の供給増を図ることに重点が置かれてきた時代から、市場の活用やストックを重視する時代へと移行している。

さらに、近年では、少子高齢化の進行、世帯構成の変化、住宅総数及び空き家数の増加など住生活をめぐる状況が変化しており、地震、水害などの自然災害に対する備え、持続可能な都市の実現に向けた環境対策、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展への対応、都市の国際化、みどりや水辺空間、農地の保全・創出などの課題に加え、新型コロナ危機を契機として「新たな日常」に対応した住宅政策が求められている。

また、都市計画区域マスタープランでは、概成する環状メガロポリス構造を最大限に活用し、人・モノ・情報の交流を更に促進するとともに、都市経営コストの効率化を図りながら、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していくこととしている。さらに、高齢者、子育て世代、障害者など

(旧)

(3) 対象区域

本方針における対象区域は、次のとおりである。

区 分	区市町村	対 象 区 域
昭島都市計画区域	昭島市	行政区域全域

2 住宅市街地の開発整備の目標

(1) 実現すべき住宅市街地の在り方

住宅は、人々が、生命、身体及び財産の安全を確保し、子供を育み、社会経済の諸活動に参加していく上での基盤となるものである。

また、住宅は都市や街並みを構成する基本的な要素であり、都市の活力や安全、環境、景観、地域社会の維持形成等に影響を与え、単なる私的財にとどまらず、社会的な性格を有している。したがって、経済的活力や文化的魅力とあいまって、居住の場としての魅力を高めていくことが、都民生活の質の向上はもとより、都市社会に活力と安定をもたらし、首都東京の持続的な発展に寄与するものである。

東京における住宅市街地の整備の方向は、住宅・住宅地の大量供給を目的として、都市空間の高度利用や住宅の供給増を図ることに重点が置かれてきた時代から、市場の活用やストックを重視する時代へと移行している。

さらに、近年では、少子高齢化の進行、世帯構成の変化、住宅総数及び空き家数の増加など、住宅政策を取り巻く社会経済情勢は変化しているとともに、東日本大震災の被災経験を踏まえ、改めて高度な安全性の確保が求められている。

また、都市計画区域マスタープランでは、広域連携により東京圏全域で一体的に機能を発揮する環状メガロポリス構造の実現に加え、今後東京の人口もゆっくり確実に減少していく中で、地域特性を踏まえて選択した拠点的な市街地を再構築するとともに、それを支える都市基盤等の整備に優先的に取り組み、東京の市街地を集約

(新)

あらゆる人々が暮らしやすい場を提供するとともに、利便性、快適性の高い働く場と居住の場との融合を図るなど、ライフスタイルや価値観の多様化に応じて、住み、働き、憩う場を選択することができる都市を目指すこととしている。

このようなことから、本方針においては、居住の場としても魅力的な東京の実現のために、概成する環状メガロポリス構造を活用した機能的かつ効率的な地域構造の実現に加え、集約型の地域構造への再編を前提とした、成長と成熟が両立した未来の東京の住生活の実現を基本的な目標に掲げる。

また、東京には、都市構造上の位置、歴史や伝統、居住者の状況等の相違により、様々な特性を有する地域が存在しており、こうした東京の各地域があいまって、東京の魅力を形成している。住宅市街地の整備に当たっては、各地域の特性を生かすことが必要であることから、「都市づくりのグランドデザイン」において地域の特性、果たす役割などを踏まえて設定した4つの地域区分と2つのゾーンごとに、状況に応じた対応を図るものとする。

(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標

「成長と成熟が両立した未来の東京の住生活の実現」に向けて、次の目標を定め、それぞれに示す 2040 年代の姿の実現に取り組む。

目標1 新たな日常に対応した住まい方の実現

- 都民の住生活にDXが浸透し、住まいの安全性・快適性がIoTの活用等により向上するとともに、職住一体・近接や在宅学習の環境が整備され都民のニーズに対応して住宅での時間を楽しめる住まい方が実現している。

(旧)

型の地域構造へと再編していくこととしている。

このようなことから、本方針においては、居住の場としても魅力的な東京の実現のために、環状メガロポリス構造の実現に加え、集約型の地域構造を前提とした、首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住を実現することを基本的な目標に掲げる。

また、東京には、都市構造上の位置、歴史や伝統、居住者の状況等の相違により、様々な特性を有する地域が存在しており、こうした東京の各地域があいまって、東京の魅力を形成している。住宅市街地の整備に当たっては、各地域の特性を生かすことが必要であることから、「東京の都市づくりビジョン(改定)」において地域の特性、果たす役割などを踏まえて設定した5つのゾーンごとに、状況に応じて対応を図るものとする。

(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標

首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現に向けて、①から④の視点に立ち、次の目標を定める。

- ① 高度な安全性を備えた市街地の構成要素としての住宅や、地域・社会の中で生活を支える居住の実現
- ② 既存ストックが抱える問題解決のための適切な対策と既存ストックの有効活用による質の高い住生活の実現
- ③ 都民の多様なニーズへの対応など、公民の連携による市場機能の充実・強化
- ④ 多様な主体・分野との連携による様々な世帯に適切に対応できる住宅セーフティネット機能の再構築

目標1 安全で安心な住宅・住宅市街地の形成

震災等に対する高度な防災機能や、低CO₂など優れた環境性能、潤いのある景観や緑など、安全で魅力ある住宅市街地を形成する。

(新)

- 住宅に関わる様々な手続きがオンラインで、ワンストップで完了できるようになっている。

目標2 脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化

- ゼロエネルギー住宅など、省エネルギー性能が高く、再生可能エネルギーを利用した住宅が広く普及している。
- ゼロエミッション化に向けて、電気自動車の充電設備などのインフラ整備が進み、緑豊かな住宅市街地が形成されている。

目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定

- 年齢、国籍、性的指向等を理由とした入居制限を受けず、誰もが自ら住まいを選択し、いきいきと自分らしく生活している。
- 住宅確保に配慮を要する都民の公共住宅等や民間賃貸住宅への入居が進み、社会から孤立することなく世帯の人数や構成に相応しい住宅で暮らしている。

目標4 住まいにおける子育て環境の向上

- 子育て世帯が世帯の人数や構成、ライフスタイルなどに応じた規模や性能を持った住宅で暮らしている。
- 多様な子育て支援施設が整備されるとともに、各々のニーズに応じて近居や多世代同居が進むなど、子育て世帯が地域のコミュニティの中で、子育てを楽しみながらいきいきと暮らしている。

目標5 高齢者の居住の安定

- 住宅のバリアフリー化や断熱性能の向上が図られ、高齢者の多様なニーズに応じ、安全で健康に生活できる住宅が普及している。
- 地域包括ケアシステムの構築に加え、近居や多世代同居の実現などにより、在宅高齢者が的確な支援や介護を受け、社会から孤立することなく住み慣れた地域で安心して住み続けることができている。

(旧)

目標2 地域における生活サービスとの連携

高齢者世帯や子育て世帯などが地域・社会の中で必要なサポートを受けながら安心して暮らせる住生活の実現を図る。

目標3 マンションの管理適正化・再生

東京の住宅ストックの約4割を占めるマンションを良好な状態に保つための管理の適正化や耐震化、大規模改修・建替えの促進を図る。

目標4 公共住宅ストックの有効活用

公共住宅ストックの再編と活用に関する方針を作成し、公共住宅ストックを、東京のまちづくり等に活用する。

目標5 郊外住宅市街地等の活性化

高齢化が進み、空き家の増加が見られる郊外住宅市街地やニュータウンなどについて、活性化や再生を図る。

(新)

目標6 災害時における安全な居住の持続

- 都民が住宅の耐震化やハザードマップの情報などについて理解して、自ら防災に関心を持って暮らしている。
- 大規模な地震や風水害に対し、ハード・ソフトの両面において災害に強い住宅・住宅市街地が形成されている。
- 被災後に応急仮設住宅が速やかに供給され、都民の居住の確保が円滑に進む体制が強化されている。

目標7 空き家対策の推進による地域の活性化

- 住宅所有者の意識が高まり、行政、企業、NPOなどから適切な支援を受け、住宅が長期間、空き家として放置されず、空き家となった際も早期の段階で円滑に流通・活用等が図られるようになっている。
- 空き家が、都市問題として顕在化することなく、地域のニーズや所有者の意向を踏まえた様々な用途に有効活用されるとともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家が適切に除却されることにより、地域の活力が維持されている。

目標8 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現

- 都民のニーズに応じた多様で良質な住宅が供給され、住宅を「つくっては壊す」社会から「長く大切に使う」社会に転換している。
- 住宅の性能や改修履歴等に関わる情報が分かりやすく提供され、都民が必要な情報をワンストップで入手することができている。
- 住宅生産においてDXが進展し、設計や施工の効率化や建設技能の円滑な承継が進んでいる。

目標9 安全で良質なマンションストックの形成

- 安全で良質なマンションストックが形成され、マンションに暮らす多様な都民が都市の利便性や快適性を享受しながら豊かな住生活を営んでいる。

(旧)

目標6 既存住宅活用の推進

既存住宅について、リフォームやメンテナンスの促進、住宅市場での流通促進を図るとともに、空き家の活用を促進する。

目標7 市場におけるルールづくり

都民が安心して取引できる住宅市場の実現に向け、売買及び賃貸におけるルールづくりを進めるとともに、消費者の意識や関心の向上を図る。

目標8 良質な住宅を供給する市場の整備

良質な住宅の供給促進とともに、活用されていない空き家の市場への流通を誘導する。

目標9 支援を必要とする世帯の居住の安定確保

公共住宅でのセーフティネット機能の強化とともに、多様な主体・分野との連携によるセーフティネットを再構築する。

(新)

●マンション内のコミュニティはもとより、マンションと地域との良好な関係が築かれており、災害時にも相互に助け合う体制が整い、管理組合が中心となって防災対策に取り組むなど、マンション居住者が安心していきいきと暮らしている。

目標 10 都市づくりと一体となった団地の再生

●団地に多様な世代が生活するとともに、様々な人が集い、交わる居場所が創出されることで、団地や団地を核とした地域のコミュニティが活性化している。

●団地の建替えに併せたまちの再生や、建替えによる創出用地のまちづくりへの効果的な活用により、東京の魅力・活力の向上に資する都市機能が集積した拠点や、生活支援機能が整った誰もが暮らしやすい地域の拠点が形成されている。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の整備に当たっては、「都市づくりのグランドデザイン」における4つの地域区分及び2つのゾーンのうち、本都市計画区域が属する多摩広域拠点域について、その特性と将来像を踏まえた都市づくりの視点から、次のとおり、住宅市街地の整備又は開発の方針を定める。

多摩広域拠点域

サテライトオフィスの設置やテレワークの環境整備により職住の融合を進めるとともに、集約型の地域構造への再編に向け、身近な中心地への複合的な土地利用の誘導や、公共交通の利便性が低い地域における新たな宅地化の抑制による、公園、農地、緑地等のみどりと調和した良好な住環境の形成を図る。また、それぞれの地域の特性を生かしたスマート社会に向けて、計画的に整備された既存インフラを活用しつつ次世代モビリティシステムなどの先端技術を取り入れながら、誰もが活動しやすく、快適に暮らすことができるまちづくりを推進する。さらに、

(旧)

目標 10 地震災害からの復興

「東京都地域防災計画」の見直しと、応急仮設住宅の迅速な提供に向けた準備を図るとともに、地震災害からの速やかな復興のための準備に取り組む。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の整備に当たっては、「東京の都市づくりビジョン(改定)」における5つのゾーンのうち、本都市計画区域が属する核都市広域連携ゾーンについて、防災機能の向上、生活サービスとの連携、住宅地のマネジメントの促進及び景観・環境への配慮といった視点から、次のとおり、住宅市街地の整備又は開発の方針を定める。

① 核都市広域連携ゾーン

駅やその周辺の再整備の機会を捉えて、集合住宅や生活支援機能の集積等を計画的に進め、駅周辺を地域の住生活を支える拠点として育成していく。

建物の高さ制限や敷地面積の最低限度等を、高度地区、地区計画、建築協定等で定めることにより、敷地の細分化等による住環境悪化の防止、沿道の緑化等を図りつつ、良好な街並みの形成を推進していく。

住宅市街地の更新の機会を捉え、スプロール化によって形成された、基盤が未整備な住宅市街地の再編に取り組み、良好な住環境を形成していく。

(新)

土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態を考慮し、安全な区域への移転誘導などを図る。

駅やその周辺では、再整備の機会を捉えて、住宅や生活支援機能の集積等を計画的に進め、拠点や生活の中心地として育成していく。

計画的に整備された住宅市街地では、建物の高さ制限や敷地面積の最低限度等を、高度地区、地区計画、建築協定等で定めることにより、良好な街並みを維持・形成する。また、高度経済成長期に建設された団地では、建物の高経年化や居住者の高齢化による課題に対し、必要なハード・ソフトの対策を講じ、団地再生を推進する。

スプロール化によって形成された基盤が未整備な住宅市街地では、更新の機会を捉えて再編に取り組むことにより、良好な住環境を形成していく。

「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン」などを踏まえ、老朽化が進んでいる大規模住宅団地の建替えを進めるなど、地域の特性に応じて、地元市や関係する主体が連携して進める老朽化した団地の更新や公共施設のリニューアル・バリアフリー化などの検討に対し、広域的自治体としての調整や技術的支援などを行うっていく。

4 重点地区の整備又は開発の方針

(1) 地区の選定

住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区を「重点地区」として選定し、都市計画制度の適用、事業の実施状況等を踏まえ、地区ごとに整備又は開発の目標、整備方針等を定め、計画や事業の積極的な推進を図る。

(2) 選定基準

重点地区には、原則として、住宅マスタープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備又は開発に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定する。

選定に当たっては、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえる。

(旧)

高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、更新に伴い、地域の課題に対応した生活支援機能の導入や、バリアフリー化などにより、地域活力やコミュニティの維持、向上を推進していく。

特に、住民の少子高齢化や建物の老朽化が進んでいるニュータウン等について、市や関係する主体が、地域の特性に応じて「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン」などを活用して、連携して進める老朽化した団地の更新や公共施設のリニューアル・バリアフリー化などの検討に対し、広域的自治体としての調整や技術的支援などを行うとともに、都営住宅等については、引き続き、住宅管理者として、適切な維持更新に取り組んでいく。

4 重点地区の整備又は開発の方針

(1) 地区の設定

住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区を「重点地区」として選定し、都市計画制度の適用、事業の実施状況等を踏まえ、地区ごとに整備又は開発の目標、整備方針等を定め、計画や事業の積極的な推進を図る。

(2) 選定基準

重点地区には、原則として、住宅マスタープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備又は開発に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定する。

選定に当たっては、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえる。

(新)

(3) 具体的な地区の計画

本都市計画区域における具体的な重点地区の整備又は開発の計画は、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえたものとする。

重点地区の整備又は開発の概要について別表に示す。

(旧)

(3) 具体的な地区の計画

本都市計画区域における具体的な重点地区の整備又は開発の計画は、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえたものとする。

重点地区の整備又は開発の概要について別表に示す。

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要（新旧対照表）

※ 新規追加地区

	新	旧	新	旧
番号・地区名	昭. 4 中神地区	昭. 4 中神地区	昭. 5 立川基地跡地昭島地区	昭. 5 立川基地跡地昭島地区
面積(ha)	約 5ha	約 5ha	約 28ha	約 28ha
おおむねの位置	昭島市東北部	昭島市東北部	昭島市東北部	昭島市東北部
地域区分	<u>多摩広域拠点域</u>	<u>核都市広域連携ゾーン</u>	<u>多摩広域拠点域</u>	<u>核都市広域連携ゾーン</u>
a 地区の整備又は開発の目標	居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進し、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を進め、地域の活性化を図る。	居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進し、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を進め、地域の活性化を図る。	土地区画整理事業等により、都市基盤施設の整備及び駅前にふさわしい業務・商業機能の導入を進めるとともに、良好な住環境の形成を図る。	土地区画整理事業等により、都市基盤施設の整備及び駅前にふさわしい業務・商業機能の導入を進めるとともに、良好な住環境の形成を図る。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	周辺環境との調和をとりながら、土地の有効利用を図る。	周辺環境との調和をとりながら、土地の有効利用を図る。	周辺環境との調和をとりながら、土地の有効利用を図る。	周辺環境との調和をとりながら、土地の有効利用を図る。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	十分なオープンスペース及び、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、 <u>昭3・2・3号線、集会所等の公益施設の整備を図る。</u>	十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、 <u>集会所等の公益施設の整備を図る。</u>	<u>昭3・2・3号線、昭3・2・11号線、昭3・4・20号線、昭3・4・21号線、公園、下水道等の整備を図る。</u>	<u>昭3・2・3号線、昭3・2・11号線、昭3・4・20号線、昭3・4・21号線、公園、下水道等の整備を図る。</u>
d - 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 - 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 - その他の特記すべき事項	公営住宅建替事業により、公益施設等の整備促進を図るとともに、良好な住環境を誘導する。 公営住宅建替事業(完了) 地区計画(決定済)	公営住宅建替事業により、公益施設等の整備促進を図るとともに、良好な住環境を誘導する。 公営住宅建替事業(事業中) 地区計画 <u>一団地の住宅施設(変更)</u>	土地区画整理事業等を実施し、良好な住環境を誘導する。 土地区画整理事業(事業中) 地区計画(決定済) <u>公営住宅建替事業(事業中)</u>	土地区画整理事業等を実施し、良好な住環境を誘導する。 土地区画整理事業(事業中) 地区計画(決定済) 公営住宅建替事業

